

## 御意見に対する当室の考え方

意見募集させていただいた事業者防災業務計画の協議先に追加する都道府県の要件の案は、以下のとおりとしていたところです。

都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。

- ①「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から 30km の区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
- ②「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」

意見募集でお寄せいただいた主な意見について、以下のとおり当室の考え方をまとめましたので公表させていただきます。

### 1. ①の要件に規定する区域の範囲に関するご意見について

#### ■ 主なご意見

- ・半径 30km という範囲を拡大すべき
- ・SPEED I 等の試算結果を踏まえて必要な都道府県も追加すべき
- ・自治体ごとに弾力的な運用をするため「概ね 30km」とすべき
- ・同心円という形状が適切ではない

など

#### ■ 当室の考え方

- 本規定は、原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画の協議先や、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 10 条に基づく事象の通報先となる都道府県（以下、「関係周辺都道府県」）の要件を定めるものです。

※例えば、各種補償の対象となるような地域を定めるものではありません。

- 政令で定める要件の中で規定することとした 30km という距離は、本意見募集対象資料の「1. 改正の背景・必要性」に記載したとおり、原子力安全委員会から示された緊急防護措置準備区域（UPZ：避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防的服用等の緊急防護措置を準備する区域）の考え方に基づき設定しております。

※同じく原子力安全委員会から示されている「プルーム通過時の被ばくを

避けるための防護措置を実施する地域（PPA）」については検討段階のものであるため、本規定の根拠とはしていません。

- また、事業者による原子力事業者防災業務計画の協議先や緊急時の事象通報先の外縁を明確にする必要があるため、例えば、「概ね 30km」とすることは、こういった外縁が不明確となるため、不適切であると考えております。
- なお、本規定については原子力防災の実態や検証等を考慮し、今後も必要に応じて、見直し・改善をすべきものであり、本政令の施行後も、引き続き、検討を進めてまいります。

## 2. ②の要件の必要性に関するご意見について

### ■ 主なご意見

- ・ ②の要件は不要
- ・ 「①と②のいずれかに該当すること」とすべき など

### ■ 当室の考え方

- ②の要件は、本意見募集対象資料の「2. 政令で定める要件」の「※2」に記載したとおり、原災法第7条第2項の規定の趣旨に適合させるために規定しております。
- ①の要件に規定する区域の範囲の中でも、防災対策の準備を図る都道府県を関係周辺都道府県とすべきところです。①の要件に規定する範囲に含まれる地域であっても、当該地域の実情などを踏まえて原子力災害に関する地域防災計画の作成を不要と判断する都道府県については、事業者による原子力事業者防災業務計画の協議先や緊急時の事象の通報先となることを求めることとはしない趣旨です。

## 3. 実用発電用原子炉に限定することに関するご意見について

### ■ 主なご意見

- ・ 今回の改正内容を実用発電用原子炉に限定すべきでない

## ■ 当室の考え方

- 今回の改正内容を、実用発電用原子炉を設置する原子力事業所に限定しているのは、本意見募集対象資料の「2. 政令で定める要件」の「※2」に記載したとおり、実用発電用原子炉を設置する事業所以外の原子力事業所に関する区域の見直しについては、その考え方や具体的な範囲についての検討が進められていないためです。
  
- なお、実用発電用原子炉を設置する原子力事業所以外については、原子力施設の特徴や災害の想定等を考慮し、今後、見直し・改善をすべきものであり、本政令の施行後に、その詳細について検討を進めてまいります。